

ほ じん かい 輔 仁 会

本会は、自治の精神にもとづいて、学習院の教育理念の達成と会員相互の親睦とをはかるため、本院の教職員（広義）及び幼稚園から大学院までの学生（広義）によって構成される組織であり、(自治会)・運動部・文化部などの課外活動は、すべて本会の事業の一端である。

なお、本会の名称は「論語（顔淵篇）」の「君子は…友を以て仁を輔く」からとったものである。

学習院輔仁会会則

制定 明治22年4月5日 改正 昭和53年3月1日 昭和63年4月1日
平成4年4月1日 平成5年4月1日
平成10年4月1日 平成13年5月29日
平成20年6月3日 平成21年6月2日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、学習院輔仁会と称する。

(目的)

第2条 本会は、自治の精神にもとづいて、本院の教育理念の達成に貢献し、あわせて、会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、学習院総務部総務課内に事務所を置く。

(協力)

第4条 本会は、桜友会及び常磐会と密接に連絡し、相互に協力して、第2条に掲げられた目的の達成に努める。

第2章 会 員

(会員)

第5条 ① 本会は、学習院の院長・専務理事・常務理事・専任教職員（以下「教職員」と総称する。）及び園児・児童・生徒・学生（以下「学生」と総称する。）を会員とする。

② 会員は、相互の権利を尊重し、本会則に定められた義務を誠実に履行しなければならない。

③ 会員は、別に定める会費を、毎年、納入するものとする。

(名誉会員)

第6条 ① 本会は、本人の同意が得られることを条件として、次の方を名誉会員とする。

a 本院に在学された皇族

b 本会に特別な巧労があったとして理事会が推挙した方

② 名誉会員からは、会費を徴収しないものとする。

第3章 組 織

(構成)